

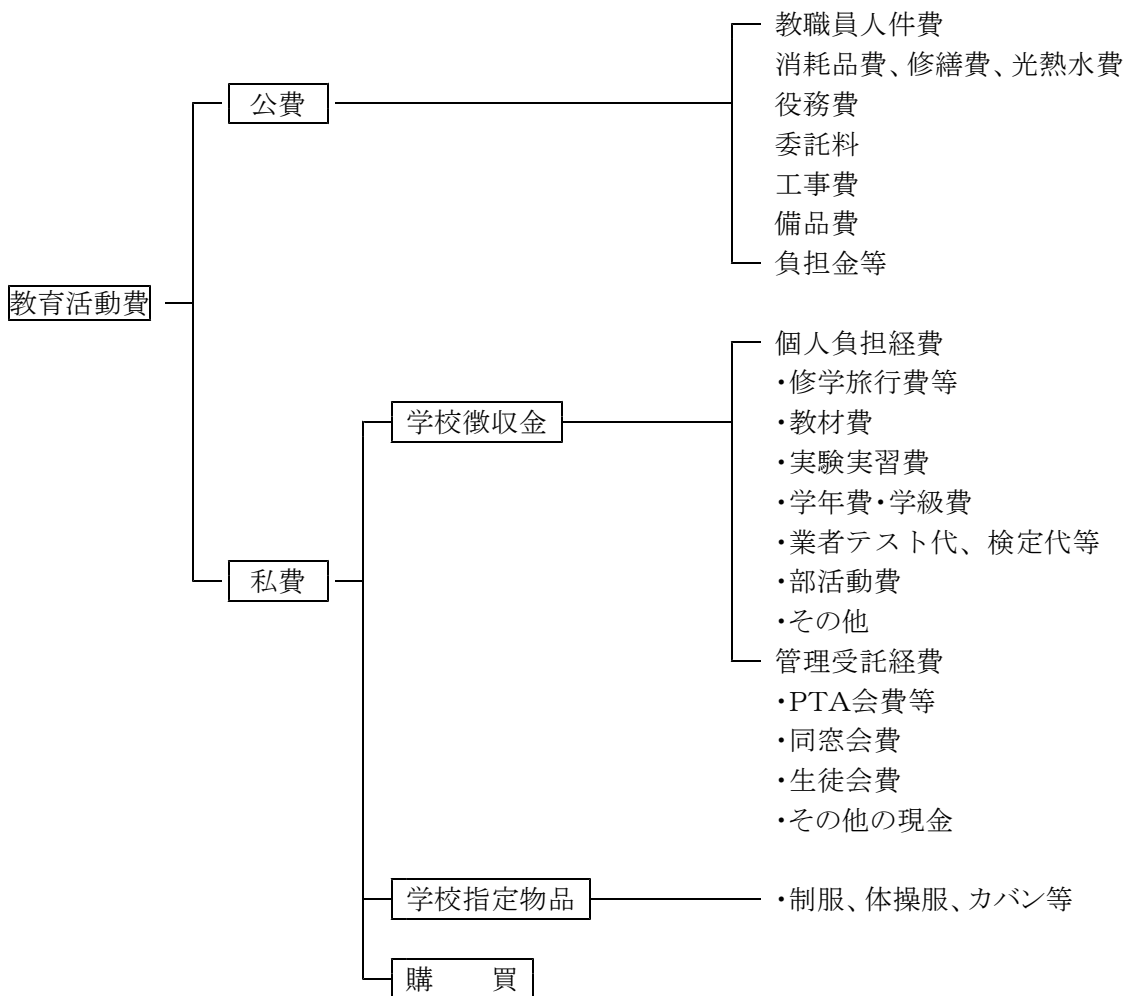
学校徴収金

学校徴収金とは、県費及び国費以外の経費で、学校教育活動上必要となる経費として学校において児童生徒及び保護者から徴収する経費である。

学校には他の行政官庁には見られない、児童生徒の個人負担の経費が存在し、公費と共に学校教育活動を支えている。これは、学校が児童生徒の生活の場でもあり、生活習慣の指導を通して、教育活動を展開するため家庭生活の延長としての側面があること、又、教育指導を進める上での技術的特性があり、児童生徒の個人としての学習等は、その具体的な展開の場面で集団活動が多く、教材・教具や方法に制限が及ぶことが多いことなどから、学校において徴収せざるを得ない経費が存在するものである。

こうした学校徴収金は、学校教育活動に必要な経費としての公共性を有するとともに、その管理と取扱いを保護者が包括的に校長に信託している経費であることから、校長は公費に準じた適正な会計処理を行い、保護者に対して十分な説明及び報告を行う必要がある。

また、児童生徒の利便性を確保するために教材等を販売する目的で、学校に設置されている購買についても学校徴収金同様、適正な会計処理が必要である。



1 学校徴収金の課題と考え方

(1) 公費と私費の負担区分の明確化

学校教育で必要とされている経費には、税金等によって賄われる「公費」と、生徒・保護者が自らのために個人負担する「私費」がある。

学校の管理運営や教育活動に必要な経費については、原則、設置者である県が負担すべきであり、安易にPTA等に負担を求めることは適切でなく、保護者負担の軽減の観点からも、公費と私費の負担区分を明確にした上で、適切な会計処理を行うことが大切である。公費・私費の負担区分は、概ね次の観点に立って区分することができる。

ア 公費負担とすべき経費

教職員の人件費、学校の管理運営及び教育活動に係る経費、学級・学年・学校単位で共用又は備え付けとするもの、施設整備費、その他管理指導のための経費などは、公費負担とする。

イ PTA等から支援を受けることが可能な経費

学校の管理運営や教育活動に係る経費であっても、県が負担する経費(配分予算)で行う標準的な水準を上回る、より良い教育環境を望むPTA等の考えに基づき、学校教育の充実・発展のため、PTA等の同意のもとに善意・自発的な要望がある場合は、PTA等からの支援を受けることを可能とする。

なお、教職員の人件費及び区分基準表において明示していない施設整備費については、前述による要望があった場合にも支援を受け入れることはできない。

ウ 私費負担を求める経費

生徒個人の所有となるもの(学校、家庭いずれにおいても使用できるもの・生徒個人が教材教具として使用するもの)や、修学旅行・宿泊研修・現場実習・遠足・映画・観劇の参加費等、実験実習費など教育活動の結果として、その教材、教具そのもの、又は、そこから生じる直接的利益が児童生徒個人に還元されるものに係る経費、生徒会活動や部活動などの生徒の活動に係る経費、PTA等の団体活動や管理運営費は私費負担とする。

(2) 適正な事務処理

公費の会計処理は、地方自治法や財務規則等に従い適切に事務処理することを義務づけられているが、私費会計は概ね各学校の内部規定により処理されている。私費会計といえども、学校教育活動に必要な経費であることを考えれば、税金等で賄われる公費に準じた性格を有しており、又、学校という公の施設において会計処理が行われる以上、公費同様の適正な事務処理を行うことが必要である。

さらに、直接現金や預金通帳等を取り扱っていることから教職員のモラル向上はもちろんのこと、不正が行われない執務体制、点検・監査体制の確立が必要である。

(3)保護者負担の軽減

学校徴収金が保護者の経済的負担のもとに徴収されていることを常に認識し、コスト意識をもって保護者負担の軽減に努めることが重要である。

そのためには、入札や競争見積の実施など、安価に購入できる手段の実行はもとより、事業や購入品目の定期的な見直しが必要である。特に、近年の学校では、生徒、保護者の多様なニーズへ柔軟に対応しつつ、特色ある学校づくりが求められているが、保護者に過度の負担を強いることなく進めていくことが必要である。

また、PTAが補助教材や制服などを斡旋するに当たっては、保護者負担の軽減の観点に立ち、市場慣行により販売数に応じて受け取っていた手数料などの廃止、あるいは購買運営経費をまかなう程度に圧縮するなどして、生徒には極力上質でかつ安価な物品を提供すべきである。

(4)説明責任と情報提供

学校徴収金は、生徒、保護者の信託に基づき、学校が処理しているものであるが、具体的な事務処理は、校長の指揮監督のもと、教職員が行っている。しかしながら、その資金の拠出者は保護者であり、開かれた学校を推進する上からも、説明責任と情報提供の義務は免れない。

特に、校長は、学校徴収金の額の決定、学校指定物品の選定、修学旅行の企画等を行う場合は、保護者の意向が反映されるように努めなければならない。

また、全ての収入及び支出の執行が終了したら、監査を受け、決算及び監査の結果を校長名で保護者及び教職員に配布する必要がある。

(5)文書主義の確立と事務処理の適正・透明化

学校徴収金の事務処理は、保護者への説明責任を果たす上からも、原則、全て文書(事業実施起案の作成、収入・支出調書の作成、金銭出納簿の作成、決算書の作成)により起案決裁を行い、その手続き過程を明らかにしておく必要がある。